

庄内広域水道企業団競争入札参加資格者指名停止要綱

令和8年4月1日

告示第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、庄内広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する工事又は製造の請負、業務の委託、物品の調達その他契約に係る競争入札に参加することができる有資格業者（庄内広域水道企業団契約に関する規程（令和8年企業団企業管理規程第6号）第27条第2項に規定する競争入札参加者名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）が、別表指名停止基準（以下「停止基準」という。）に掲げる事由に該当する行為を行った場合に、一定の期間競争入札の参加者の選定から除外（以下「指名停止」という。）することについて、必要な事項を定める。

(指名停止の事由及びその期間)

第2条 有資格業者が停止基準の各号に掲げる指名停止事由のいずれかに該当するときは、情状に応じて停止基準各号及びこの要綱に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

(審査及び決定)

第3条 有資格業者に停止基準の停止事由に該当すると認められる事実があった場合は、直ちに、入札等参加者審査委員会（以下「審査会」という。）において審査を行い、指名停止の適否及び指名停止の期間を決定するものとする。

(指名停止の範囲)

第4条 前条の審査会で決定した指名停止は、企業団のすべての競争入札について及ぶものとする。

(指名通知の取消し)

第5条 有資格業者に対し指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人の指名停止)

第6条 元請負人に対して指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人（再受託者を含む。以下同じ。）があることが明らかになったときは、当該下請負人について、原則として元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

(建設工事共同企業体及び事業協同組合に対する措置)

第7条 有資格業者である建設工事共同企業体及び事業協同組合（以下「共同企業体等」という。）に対して指名停止を行うときは、当該共同企業体等の構成員（明らかに当該指名

停止について責めを負わないと認められる者を除く。)についても、当該共同企業体等の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

- 2 有資格業者に対して指名停止を行うときは、当該有資格業者を構成員とする共同企業体等（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる場合を除く。）についても、当該有資格業者の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

(指名停止期間の特例)

第8条 有資格業者が一の事案により別表に掲げる事由の二以上に該当したときは、当該事由ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長い期間をもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

第9条 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、それぞれ別表に定める停止期間の下限の2倍（当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表各項の事由による指名停止の期間満了後1箇年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に別表各項の事由に該当することとなったとき。

(2) 別表第9号から第14号までの事由による指名停止の期間満了後3箇年を経過するまでの間に別表第9号から第14号までの事由に該当することとなったとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、企業長が必要と認めるとき。

(指名停止期間の短縮及び延長)

第10条 有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があると認められる場合は、別表に定める停止期間の下限の2分の1まで短縮することができる。

- 2 有資格業者について、極めて悪質であり、又は極めて重大な結果を生じさせたと認められる場合は、停止期間の上限の2倍まで延長することができる。ただし、指名停止の期間は、2年を超えることができない。

(指名停止期間の変更)

第11条 指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表に定める停止期間（第8条から前条までの規定に該当し、当該規定の適用を受けている場合にあっては、当該規定によって定められた期間）の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

(指名停止の解除)

第12条 指名停止期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認められるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

第13条 有資格業者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の行為により、次の各号のいずれかに

該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 有資格業者が、入札・契約の執行に際して、当該入札において談合を行っていない旨の誓約書を提出していたにもかかわらず、当該事案について、指名停止事由第12号又は第14号に該当したとき。
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった事案において、当該関与行為に関して、指名停止事由第11号又は第12号に該当する有資格業者に悪質な事由があると認められるとき。
- (3) 企業団又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された事案において、当該職員の容疑に関して、指名停止事由第13号又は第14号に該当する有資格業者に悪質な事由があると認められるとき。

（事故等の通知）

第14条 各課の長等は、有資格業者について指名停止の事由があると認めるときは、直ちに契約検査室長に通知しなければならない。指名停止期間中の有資格業者に対し、指名停止期間を短縮し、又は延長し、若しくは指名停止の解除をすることが相当と認められるときも同様とする。

（指名停止等の通知）

第15条 企業長は、第3条の規定に基づき指名停止を決定したときは、当該有資格業者に対して指定停止通知書（様式第1号）により通知するものとする。また、第11条の規定により指名停止の期間を変更したとき、又は第12条の規定により指名停止の解除を決定したときも同様とし、それぞれ指名停止期間変更通知書（様式第2号）及び指名停止解除通知書（様式第3号）によりこれを行うものとする。

2 前項の規定による指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が企業団発注に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

3 事務局長は、第1項の通知に併せ、各課の長等に対し、その旨を通知するものとする。

（下請負の禁止）

第16条 指名停止期間中の有資格業者は、当該期間中は企業団発注に係る業務の全部若しくは一部を下請負（再受託を含む。）することができない。

（随意契約の相手方の制限）

第17条 指名停止期間中の有資格業者を、当該期間中は随意契約の相手方としてはならない。

（災害時等の特例）

第18条 災害等により応急仮工事など緊急に施工を要する工事又は特殊な技術を要する

工事若しくは緊急に物品調達等を行う必要があるとき等やむを得ない事由があると認めるときは、指名停止期間中の有資格業者であっても、審査会に諮って競争入札又は随意契約の相手方とすることができる。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第19条 企業長は、指名停止を行わない場合においても、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第1条、第8条、第9条、第10条、第11条関係）

指名停止基準

| 指名停止事由 | 期間 |
|--|------------------------------|
| <p>(虚偽記載)</p> <p>1 競争入札参加資格審査申請における当該申請書及び添付書類（企業長が必要と認めた書類を含む。）又は入札前における提出書類に虚偽の記載をし、工事及び物品調達等の契約（以下「調達契約」という。）の相手方として不相当であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から1箇月以上12箇月以内</p> |
| <p>(過失による粗雑工事及び粗雑品の納入)</p> <p>2 企業団と締結した調達契約の履行に当たり、過失により工事又は調達品等を粗雑にしたと認められるとき。（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）</p> | <p>当該認定をした日から1箇月以上12箇月以内</p> |
| <p>3 県内における他の公共機関の調達契約の履行に当たり、過失により工事又は調達品等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内</p> |
| <p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、企業団と締結した調達契約の履行に当たり、契約に違反し、調達契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から1箇月以上8箇月以内</p> |
| <p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 企業団と締結した調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内</p> |
| <p>6 県内における調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内</p> |
| <p>(安全管理措置の不適切により生じた事業関係者事故)</p> <p>7 企業団と締結した調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、事業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から2週間以上4箇月以内</p> |

| | |
|--|---------------------------------------|
| <p>8 県内における調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から2週間以上2箇月以内</p> |
| <p>(贈賄)</p> | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> |
| <p>9 有資格業者である個人又は有資格業者の役員（支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者を含む。以下同じ。）若しくはその使用人が企業団職員又は県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> | <p>12箇月以上24箇月以内</p> |
| <p>10 有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくはその使用人が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> | <p>逮捕又は公訴を知った日から 6箇月以上24箇月以内</p> |
| <p>(独占禁止法違反行為)</p> | <p>当該認定をした日から6箇月以上24箇月以内</p> |
| <p>11 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき。（次号に掲げる場合を除く。）</p> | <p>当該認定をした日から12箇月以上24箇月以内</p> |
| <p>12 企業団又は県内の他の公共機関と締結した調達契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> | <p>逮捕又は公訴を知った日から 6箇月以上24箇月以内</p> |
| <p>(競売入札妨害又は談合)</p> | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> |
| <p>13 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> | <p>逮捕又は公訴を知った日から 12箇月以上24箇月以内</p> |
| <p>(次号に掲げる場合を除く。)</p> | <p>当該認定をした日から3箇月以上12箇月以内</p> |
| <p>14 企業団又は県内の他の公共機関と締結した調達契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> | <p>当該認定をした日から3箇月以上12箇月以内</p> |
| <p>(建設業法違反行為)</p> | <p>当該認定をした日から3箇月以上12箇月以内</p> |
| <p>15 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> | <p>当該認定をした日から3箇月以上12箇月以内</p> |

| | |
|--|---|
| <p>1 6 東北管内において、建設業法の規定に違反し、監督処分がなされ、調達契約の相手方として不相当であると認められるとき。(前号に掲げる場合を除く。)</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> | <p>当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内</p> |
| <p>1 7 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、調達契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から1箇月以上12箇月以内</p> |
| <p>1 8 前各号に掲げる場合のほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、調達契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(暴力団の排除)</p> | <p>当該認定をした日から1箇月以上12箇月以内</p> |
| <p>1 9 有資格業者である個人又は有資格業者の役員が企業団暴力団排除条例(令和8年企業団条例第10号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)であるとき又は暴力団員等が有資格業者の経営に実質的に関与しているとき。</p> | <p>当該認定をした日から6箇月以上12箇月以内 ただし、期間満了時において、当該事由に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。</p> |
| <p>2 0 有資格業者である個人又は有資格業者の役員が、暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第9条各号に掲げる行為に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から1箇月以上12箇月以内</p> |
| <p>2 1 有資格業者である個人又は有資格業者の役員が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用していると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から1箇月以上12箇月以内</p> |
| <p>2 2 有資格業者である個人又は有資格業者の役員が、暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から1箇月以上12箇月以内 ただし、期間満了時において、当該事由に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。</p> |

| | |
|--|---|
| 23 下請契約の相手方（法人の場合はその役員）が、暴力団員等であること又は暴力団員等が実質的に経営している業者であることを知りながら、その業者と下請契約又は、原材料等の購入契約を締結していると認められるとき。 | 当該認定をした日から1箇月以上12箇月以内ただし、期間満了時において、当該事由に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。 |
|--|---|